

# 官報

號外 昭和二十二年三月十三日

○第九十二回  
帝國議會

## 貴族院議事速記録第十五號

昭和二十二年三月十二日(水曜日)午前

十時三十四分開議

議事日程 第十五號

昭和二十二年三月十二日

午前十時開議

第一 証券取引法案(政府提出)

第二 讀會ノ續(委員長報告)

第三 会計法等の特例に関する法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 諸般の報告

第五 律案(政府提出、衆議院送付)

第六 諸般の報告

第七 会計法等の特例に関する法律案(田中館愛橘君提出)

第八 律案(公爵徳川家正君提出)

第九 律案(公爵徳川家正君提出)

第十 律案(公爵徳川家正君提出)

第十一 律案(公爵徳川家正君提出)

第十二 律案(公爵徳川家正君提出)

第十三 律案(公爵徳川家正君提出)

第十四 律案(公爵徳川家正君提出)

豫算委員第三分科擔當委員  
子爵京極 高銳君

テ及報告候也

昭和二十二年三月十一日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長公爵徳川家正殿

日本証券取引所の解散等に関する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十二年三月十一日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長公爵徳川家正殿

会計法等の特例に関する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

ので、之を略すことに致します、要は證券の民主化、即ち大衆に手廣く分散保存される爲安心して資産を投資し得ることが肝要であります。我が國の現状は一般大衆が健全なる投資物として保有することは少かつたのであります、證券取引の組織に付きましても、其の中核的機關たる取引所は、戰時中政府の強い統制下に置かれまして、日本證券取引所が存在を致して、も、其の中核的機關たる取引所は、戰時中政府の強い統制下に置かれまして、日本證券取引所が存在を致して、有價證券業者及び有價證券引受者等の態勢も全く異なる状況の下に整備されて居つたのであります。何れも現下の要請を充し得ないものと認めますのでござります、仍て現今の日本證券取引所法、有價證券業取締法、有價證券引受業法及び有價證券の割賦販賣業法等を廢止しまして、新たに是等の諸法を統合して、其の内容を民主的に改正致しまして、證券取引法を制定することとなつたのでございます。質問は種々ございました、之を一々申上げることは時間をお要しますので、其の中主なるものを申上げたいと思ひます。先づ本法案は株式組織の取引所法を會員組織にしよう云ふ非常に進歩した法である、從來の日本取引所は株式組織であり、其の株式會社が常に取引員を監督して、間違があつた時は、其の取引所が完全賠償の責に任ずると云ふ行き方で申上げることに致します。法案に對する説明は本議場で過日ございました

ありまして、取引員は専ら経験と信用に重きを置き、資産には餘り重きを置いて居らなかつた傾向があります、又比較的之を監督する面も行届いて來ました、是は日本の國情から見て相應はして、資産、信用、経験等、一流の人物であつて、取引所のメンバーであると言ひますれば、信用調査等必要としないで、之を相手に相當大きな金額の取引が出来ると云ふやうな人物を、日本でも會員として得られる自信があるのかどうか、又此の重要な役割を取引委員會に「任して居る建前であるが、此の委員會の委員、此の委員に適當な人を得る自信があるかどうか、斯う云ふ質問がございました、又尙それに續きましたして、規定のやうな、即ち三人の委員では到底其の任を果すことは困難であると思ふがどうであるかと云ふやうな質問がございました、之に對しましての答辯は、取引所の本來の性質、外國の前例及び一昨年以來の金融調査會の答申の結果等より見て、此の際新たに發足致します證券の取引所は、會員組織とすることが最も理想的であると思ふ、又會員なるものに付ては本法に規定する如く、政府は常に持つて居らね

ばならぬ純財産額を監督する譯でありまするし、信用、経験、資産等に於て、一流の人物が會員となるやうに政府としても努力するのは勿論、會員組織となれば、會員同士の切磋琢磨に依りまして信用を向上したりして良く行けることになると思ふ、又さうなることを望んで居る、斯う云ふ答でございました、取引委員會の委員には、廣く證券界、經濟界、又一般に付て十分な學識經驗のある人になつて貰ひたいと思ふし、此の三人が手腕を十分に發揮すれば、此の證券取引制度と云ふものは、將來非常に健全に發達して行くと思ふと云ふ御答でございました、次に戰爭中は非常に制限を受けて、大部分の取引所では實物取引のみが許されて居たが、實物取引は監督が居かぬ場合には、一種の闇取引のやうなもので、社會的に見てそれ程大切な機關ではない、清算市場を許して取引所の公定相場を常に發表すると云ふことは、興業を發達させる點から見て、現在に於ては復興事業に大きな力を與へるものである、此の點から見て、希望のある都市には、清算市場を許すと云ふことが必要と思ふが、政府の方針はどうであるか、其の答は、取引所が十分其の機能を果し、有價證券が健全なる投資として廣く國民大衆の間に保有さ

れることは實に望ましいことである、是非左様な状態を作り上げたいと思ふ、此の意味よりして、現在の交通通信状況、各地の經濟發達の程度等を考慮へ、限定的と云ふよりは、足りない所には取引所を設けると云ふやうなことになると思つて居るが、具體的の仕事は之を取り引委員會に一任したい、清算市場、即ち取引の種類、期限等に付ても、此の委員會の検討に一任することとなつて居るので、實物中心か、清算が認められるか、具體的な所はつきり今言ひ得る段階に達して居ない、斯う云ふことでございました、次に財閥關係が解體された場合には、證券の取引と云ふ所に於て本當の清算が起つて、資本の集中が起り、當然取引所と云ふものが經濟界の中心となると思はれる故に、日本産業の再建に當つては、此の取引所に對して一大助成機關を開設する必要がありはしないか、斯う云ふ間がございました、それに付きまして、取引所を健全に發達せしめると云ふ要は大いにあるが、政府が其の負擔に於て之に助成的な施設をすると云ふことは、色々な關係から避けなければならぬことであると思ふ、唯實業界や各界の要望に基きまして、自然發生的と云ふ形で種々な金融關係又は貨幣

借關係と云つた點の方面の助成機關が出来ることは、毫も差支ないことであり、之を政府で抑へると云ふやうな意圖は全然持つて居ないと云ふことではございました、次に財閥株とか財産税關係の證券と云ふものが今後相當出るが、之に付ては何か資金を出してどうかすると云ふやうな計畫はないかと云ふことに付きましては、財閥解體とか、又財產稅關係に依りまして、大體百數十億から二百億位の有價證券を處分しなければならないやうになると思ふ、之を任意に處分をすると、思はぬことや經濟界の非常な波瀾を起すやうなことになるので、有價證券處分の調整に關する法律に依りまして、有價證券處理協議會を設け、之に大量の株を處分しなければならぬ所の政府の持株整理委員會、又特別經理會社等が集まりまして、協議會に集中して處分計畫を立て、合理的に經濟界の情勢を見ながら、逐次處分して行きたいのである、處分の仕方は證券を廣く國民大眾に健全な投資物として分布せしめたいと考へて居る、例へば特別經理會社や財閥會社の保有株は、其の從業員とか、其の工場等の所在地の人々と云つたやうな者に優先的に持たせるやうな計畫を立てて行きたい、斯う云ふ答で

ございました、従業員に株を買ふ金のない場合には、之に金を貸すと云ふやうな、何等かの手段を執る積りはないが、其の答は、出来れば従業員に處分株の三分の一程度を持つて貰ふことはあらうと思ふが、是は何處迄も個人としてであつて、組合や團體が株主になる譯ではない、従業員が株を持つ時、差當り資金に困るやうな場合には、特定の金融機關に融通せしめる積りである、大體復興金融金庫を豫定して居るのである、斯う云ふことでございました、又證券取引委員會の決定したことには、政府は從はねばならないのか、又は之を探上げても探上げないでも宜いのかと云ふやうな御質問に對しましては、此の委員會の運営方法に付ては、委員には民間等から證券界の知識経験を十分に持つた人物がなるのであり、常にパブリック・ヒヤリング等をして、審議決定するやうな仕組とした。と思ふ、故に此處で決定したことに付ては、十分之を政府としても尊重して實行すべきであると思つて居る、斯う云ふことでございました、純資産の問題や取引の種類と期限等は委員會の決定に俟つと云ふことであるが、政府としては之に付て相當な構想があるか、其の答は、本法の建前としては、

取引委員會の機能及び其の活動に非常な期待を持つて居るので、經濟界が變轉期にある今日、政府部内だけの研究して居る所を言ふことは、今後此の委員會が調査審議する場合の妨げとなる處があるので、只今明言することはどうかと思つて居る、勿論委員會が審議を始めた場合には、調査した所や又政府の考を参考に申す積りである、斯う云ふことでございました、又少し委員會のことになりますが、餘程注意を拂はれて居りましたので、此の點に付ては度々質問もございました、又質問は、此の委員の數は重大なることを議するに拘らず、餘り三人では少いから五人位とするとか、或は問題に依つては臨時委員と云ふやうなものを設けると云ふ考はないか、斯う云ふやうなことも出ました、之に付きましては、此の取引委員會は規定されて居る通り、主要事項を審議したり、命令、處分等に付て審議の承認をしたり、又本法施行に關することに付て常任的な委員會となるのであるが、同時に事柄の性質上、或程度其の場で決めて行かねばならないと云ふやうな即決の事態も起り得るのでないかと思ふ、故に委員の數が多ければ、却て其の間に執行上差支を生ずる處があるので、種々な意味

で最小限度の三人のメンバーを以て構成したのであるからして、増員するとか、或は臨時委員を置くと云ふやうな考は持つて居らぬ、斯う云ふことでございました、尙又斯う云ふこともございました、本案に依れば、證券業を營むには政府の免許を受けなければならぬが、是は現在の業者より多數の者が免許を與へるか、又は制限するのであるか、それに對しまして、必要な資格があつて、更に一定限度以上の純資産を有する者には、原則として免許し、其の數が現在よりどうなつても是は差支ない、斯う云ふやうな御答辯でありますた、其の他色々ござりますが、省略を致します、最後に申上げることは、此の法案が議會に提出されますれば、早晚此の法律は施行され、取引所の再開と云ふことに考へられるが、政府の意図はどうであるかと云ふことを質しました處、それに對しまして、日本證券取引所は終戦の直前から其の取引を止めて今日に至つて居り、又一昨年九月に有價證券市場に於ける取引再開問題に付ては、マツカーサー司令部の許可を要する旨の指令が来て居るのでありますて、今尙此の指令が嚴存して居る譯であります、今日此の法案を提出して審議を請ひましても、

取引所再開の問題と云ふこととは全く別箇の問題である、従つて今處何時再開されるかといふ點なことは、全然申す段階には達して居ないと云ふことあります。また、次に日本證券取引所の解散等に關する法律案に對する質疑であります。日本證券取引所は、清算の實行上必要があるときは、其の財産の一部を出資して、不動産の賃貸を主たる目的とする株式會社を設立し得ることになつて居るが、此の會社を東京、大阪等の大都市に於ては、別々に設立し得ることも可能であるが、必ずしも一つに制限しなければならぬ理由はないと思ふが如何、斯う云ふ質問でございました。只今の處政府の考としては、一つにしたいと思つて居る、何故ならば各地共に種々事情を異にして居り、又種種複雑な問題も起るのでないかと思はれるので、一つを目標とした方が清算のやり方として無難ではないかと思ふからである、但し此の會社設立に當つては、出資者の意図は十分尊重したいと云ふ答であります。質問を終りまして討論に入りました處、一委員より、證券取引法案は歐米諸外國の範に倣つた會員組織と云ふ最も進歩した制度であり、我々多少經驗

を持つ者としては歓迎する所である、唯本案に於ては此の制度の最も重要な問題を、擧げて委員會に一任することになつて居るが、此の委員が三人であると云ふことは、甚だ少數であつて、若し中の一人が事故があつたと云ふ場合、他の委員の意見が一致しなかつたと云ふやうな時には、事務が滞滯する虞がある、併し政府の御説明に依れば、取引所再開の時期は未定とのことで、本法施行迄にはまだ期日もあることとで、施行細則其の他實施に付ては適當な運営に依り、臨機の措置も採れるることと考へる故、此の際本案に賛成したいと云ふ御意見があつたのであります、採決に入りました、全員一致、原案通り可決と相成りました、次に併許法律案たる會計法等の特例に關する法律案に移ります、此の案の説明も提出の際既に済んで居りますので、只今省略を致します、唯其の要點を申上げますれば、第一には、豫算の形式に關する會計法第八條に對する特例、第二には、豫備金を區分する會計法第九條の對する特例、第三に、特別會計の歲入歲出の議會提出の時期に關する各特別會計法に對する特例の三點でありまして、質疑の二三を申上げますれば、本法案に依り豫算の經常、臨時の區別が廢され

あるかと云ふやうなことに付ては、答

として、從來は第一豫備金の方は、主

として對外的事件に依り支出が増加

し、豫算が不足した場合には藏相の權

限で之を使ひ、第二豫備金の方は、豫

算外の支出の場合に、假令少額の金で

も勅裁を経て非常に慎重な手續に依ら

ねばならなかつたのであるが、現代に

於ては斯かる運用方法の良否に付ての

問題もある所なので、之を一本にした

のである、併しながら之が運用に付ての

問題にも或程度規定する積りであ

るが、大體從來の第一、第二豫備金と

似た方針に依つて、第一豫備金の系統

に屬するものは、閣議で大體方針を決

めたやうな方針に依つて、第一豫備金

に付ては、閣議で大體方針を決

めたやうな方針に依つて、第一豫備金

に付ては、閣議で大體方針を決

めたやうな方針に依つて、第一豫備金

に付ては、閣議で大體方針を決

めたやうな方針に依つて、第一豫備金

に付ては、閣議で大體方針を決

○議長(公爵徳川家正君) 質疑の通告

がござります、大河内子爵

〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 度々皆様に御迷惑を掛け申譯ございませぬ、

重大なことでござりますので、

三質問をさして戴きます、此

の證券取引法案の七十八條を見ますと、大分重要な規定が含んで

居ります、ちょっと前に申上げますが、私は金森國務大臣に質問を致したいの

ですが、御出でがございませぬから、

已むを得ませぬが、御都合の時に御答

へ下されば宜いので、只今質問だけ致

して置きます、第一問は、只今申述べ

たやうなことでございますが、此の七

十八條を見ますと、大分重要な權限

を委員會が持つて居ります、それ又八

十條を見ますと、「委員は、その任期

中、その意に反して解任されない。」

とある、尤も二項に服務規律を准用し

て居ります、是は此の前統計法案の時

に御尋ね致しました通りに、此の委員

會のやることも無論大藏大臣の監督の

下でやることは分つて居りますが、委

ございますが、それだけでは不十分で

す、どうも服務規律に反するやうなこ

とをしなければ解任が出来ない、それ

ではどうも大藏大臣が監督するなんと

の思ふ通りの人をするのでなければ監

督が出来ませぬ、此の點が果してやれ

るもののかどうか、之を伺ひたいのが第

一問であります、第二問は憲法との關

係でございましたが、私が多數の御

方の御賛成を得て此處で質問を致しま

した、日本がこんな状態になつたの

は、大臣の責任が國務の全般に及ぼな

いで、統帥權の獨立と云ふやうなこと

をやつたかは政治力が傾いて日本が亡

びるやうなことになつてしまつたの

だ、是から斯う云ふやうなことは決し

てすべきものではない、憲法も改正に

なるかならないか、其の時分には分り

ませぬが、なるとならないとに拘ら

ず、さう云ふことはおやりになるべき

ものでないと云ふことを質問致しま

して居ると思ふ、廣くして及ぼざる所な

負ふ」と斯う書いてある、さうすると

此の行政權は何だと云ふことを私は質

問した、むづかしい學者式のことでは

なく、要するには統治權から立法權

と司法權を引落したものである、詰り

行政權と云ふものは、廣い推定を受ける

ものであらうと云ふ御尋をした處が、

其の通りである、斯う云ふ御答を得た、

さうして見ると、此の間統計法案にあ

りますやうな企畫立案と云ふやうなこ

とは、無論行政權の行使で、行政の仕

事であることは分りきつて居る、處が

近頃斯う云ふ委員會が出來て、さうし

て委員會の仕事に政府入るべからずと

云ふやうな傾向が大分ある、現に統計法

案ぢやそれが出來て居る、是は私は此の

憲法に正面からぶつかつて居る、反し

て居ると思ふ、廣くして及ぼざる所な

き行政權の全般に内閣の權限と云ふも

のは及ぶべきものであつて、内閣に入る

べきからずと云ふことは出來ない、それ

は委員會は裁判所とは違ひますから、

ば責任が持てるものでない、それから

又、普通の常識から言つても、大變卑

近な例を申しますが、お前は責任を持

つて繪を描けと言はれた時に、例へば

梅の繪を描くなら梅の繪を描くで宜い

が、枝だけはお前が描け、花は外の人

に描かせる、それでは其の人に責任を

持つて繪を描かしたとは言へない、又

此の證券法案のやうに、繪を描く以上

は自分の好きな助手を使ふのが當り前

で、責任を持たしてやる以上は……、

それを助手は誰でもお前の好きな者を

使つて繪を描くが、或任期迄は

解任してはならないぞと云ふやう

なことでは、是は責任を以て繪を

描かしたと云ふことは出來ない、是は

常識から言つても私はさう云ふものだ

と思ふ、旁々斯う云ふ委員會を設けて、

近頃政府がそこに立入ることを止めて

しまふと云ふやうな傾向があるのは甚

だ面白くない、之を擴張して行きます

と云ふと、金融委員會と云ふものを設

けて大藏大臣入るべからずと云ふこと

も出來るし、財政委員會を作つてさう

云ふ風にやる事も出来る、外交委員會

も亦出來て、外務大臣入るべからずと

云ふやうになるかも知れない、それぢ

やもう憲法の政府の責任と云ふものは

總て大臣が思ふやうに行くのでなけれ

どだらうと思ふ、政治上から言つてもさ

う云ふことでどうして此の監督が出來

ますのですか、尤も服務規律の準用が

ついて、國會に對し連帶して責任を

て御報告を終ります





第十一條 參議院全國選出議員候補者は、全國選出議員選舉管理委員会の定めるところにより無料で三回を限り選舉に関する放送をすることができる。

前項の費用は國費でこれを支弁する。

第十二條 選舉に関する公報並びにこの法律の定める張札、無料葉書及び新聞廣告には候補者が立候補に關しその希望する事項を記載することができる。

第十三條 選舉運動に使用するため内務省又は都道府縣のあつせんにより用紙の配給を受けた者が、候補者の届出又はその推薦の届出をしなかつた場合及び届出又は推薦届出があつた候補者が候補者たることを辭した場合には、議員候補者の届出又は推薦届出の期限経過後直ちに、その全部を内務省又は當該都道府縣に返還しなければならない。

第十四條 第二條、第四條乃至第六條及び第九條の規定に違反して、文書図画を頒布し又は掲示した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

当選人で前項に掲げる規定に違反した者は、これを五万円以下の罰金に処する。

第十五條 第七條及び第八條の規定に違反して、文書図画を掲示した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

当選人で前項に掲げる規定に違反した者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第十六條 第十四條及び第十五條の罪の時効は、六箇月を経過することによつて、完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間を一年とする。

附 則  
この法律は、公布の日からこれを施行する。  
衆議院議員選舉運動等取締規則、參議院議員選舉運動取締規則及び地方議會議員選舉運動等取締規則の中この法律に適合しない部分はこの法律施行の日から、昭和二十二年十二月三十一日まで、その効力を停止する。

○子爵戸澤正己君 只今議題となりました選舉運動の文書図画等の特例に関する法律案は、參議院議員選舉法の一部を改正する法律案外一件の特別委員

に併託せられることの動議を提出致します。

○子爵秋田重季君 賛成。

○講長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませんか

○講長(公爵徳川家正君) 御異議ない。

と認めます、次會の議事日程は、決定次第彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します。

午前十一時十五分散會

定價

一部

七十錢

行發

東京都牛込區市ヶ谷本村町  
電話九段五三一圖書  
印 刷 局